

第16回教育委員会（定）

開会日時 平成30年 7月 25日（水） 午前 9時30分
閉会日時 午前 11時46分
開会場所 人材育成センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭

出席事務局職員

事務局次長	矢 嶋 吉 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	赤 松 健 宏
指導室長	門 野 吉 保	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	千 葉 亨 二	中央図書館長	大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 9時 30分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

なお、上野委員からはご欠席の連絡が入っておりますが、事前に本日の議案についてのご意見をお預かりしておりますので、議事進行の中で教育総務課長からご紹介いたします。

それでは、ただいまから平成30年第16回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、矢嶋次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、水野生涯学習課長、赤松地域教育力推進課長、門野指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は42名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可いたしましたので、お知らせいたします。

次第の順番とは前後しますが、議事進行の都合上、本日の教育委員会は、初めに議案第30号、続いて請願第1号から第18号、最後に報告事項という順に進めてまいります。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一～ 請願第1号～ 板橋区の教科書採択に関する請願（継続）

日程第十八 請願第18号

日程第十九 議案第30号 平成31年度区立小・中学校使用教科用図書の採択について

教 育 長 それでは、日程第十九 議案第30号「平成31年度区立小・中学校使用教科用図書の採択」につきまして、審議します。指導室長から説明願います。

指 導 室 長 それでは、説明させていただきます。

公立学校において使用する教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、所管の教育委員会が行うこととなっており、また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条において、当該教科用図書を使用する年度の前年度8月31日までに行わなければならないと定められております。

また、種目ごとに4年間は同一の教科用図書を使用することになっております。

なお、特別支援学級及び特別支援学校においては、検定済教科用図書のほか、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第139条に基づき、文部科学省検定済

教科用図書を使用することが適当でない場合、他の適切な教科用図書を使用することができるかとされております。

採択につきましては、毎年度採択できることになっております。

本日は、採択事項（１）平成３１年度区立小学校使用教科用図書（道徳を除く）、採択事項（２）平成３１年度区立小学校使用教科用図書（道徳）、採択事項（３）平成３１年度区立中学校使用教科用図書（道徳を除く）、採択事項（４）平成３１年度区立中学校使用教科用図書（道徳）、採択事項（５）平成３１年度特別支援学級及び特別支援学校使用教科用図書の順に、採択をしていただきます。

また、採択に当たり、事務局で採択一覧（案）を作成いたしました。

まず、小・中学校の採択一覧ですが、お手元に資料があるかと思えます。

発行者名が空欄の種目につきましては、今年度採択を行います。発行者名が記入されている種目につきましては、平成３０年度に引き続き、平成３１年度から使用する教科用図書として採択していただきます。

次に、特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書につきましては、特別支援学級及び特別支援学校が設置されている小・中学校に、それぞれの児童・生徒の発達段階に応じた図書を個々に調査研究するよう依頼し、調査結果を整理したものが、これもお手元に資料があるかと思えますが、「平成３１年度特別支援学級及び特別支援学校使用教科用図書採択一覧（案）」になっております。

以上で説明は終わります。

教 育 長 それでは、採択事項（１）平成３１年度区立小学校使用教科用図書（道徳を除く）につきまして、審議します。指導室長から説明願います。

指 導 室 長 「道徳」以外の区立小学校の教科用図書につきましては、平成２６年度に採択を行いましたので、今年度採択替えの採択を行います。

しかし、平成２９年度の検定において、新たな図書の申請がなかったため、前回の平成２５年度検定本から採択することになります。

また、採択に当たっては、平成２６年度の教科用図書採択における調査研究資料を活用することが４月１２日の教育委員会で決定されております。

資料１として、平成２６年度の調査研究資料を用意いたしましたので、ご覧ください。

また、教科用図書の内容について、毎年、誤字・脱字等の修正はされていますが、前回の採択替えから大きな内容の変更はございません。

変更点の詳細につきましては、お手元のタブレットパソコン内に、「平成２６年度教科用図書見本時点からの変更点」というフォルダがございますので、その中のPDFファイルをご確認ください。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 小学校の教科書については、学校を訪問して授業を拝見している中で、十分活用されていると思っております。また、使いづらい、問題があるというような声は届いていないと聞いておりますので、このまま使用することで差し支えないのではないかと考えております。

教育長 そのほかございますか。
それではお諮りします。

採択事項（１）平成３１年度区立小学校使用教科用図書（道徳を除く）につきましては、平成２６年度と同じ教科用図書を採択することにいたします。

「国語」光村図書出版、「書写」光村図書出版、「社会」東京書籍、「地図」帝国書院、「算数」東京書籍、「理科」東京書籍、「生活」東京書籍、「音楽」教育芸術社、「図画工作」開隆堂出版、「家庭」開隆堂出版、「保健」学研教育みらい。

以上を採択することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長 では、そのように決定いたします。

次に、採択事項（２）平成３１年度区立小学校使用教科用図書（道徳）につきまして、審議します。指導室長から説明願います。

指導室長 小学校「道徳」の教科用図書につきましては、平成２９年度に採択を行い、平成３０年度から２年間使用することになっております。引き続き、平成３１年度から使用する教科用図書として採択していただきます。
以上でございます。

教育長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

（はい）

教育長 それではお諮りします。

採択事項（２）平成３１年度区立小学校使用教科用図書（道徳）につきましては、平成２９年度に採択した教科用図書を使用します。平成２９年度に採択した教科用図書は、日本文教出版でございます。

以上を採択することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

教 育 長 では、そのように決定いたします。
次に、採択事項（３）平成３１年度区立中学校使用教科用図書（道徳を除く）
につきまして、審議します。指導室長から説明願います。

指 導 室 長 「道徳」以外の区立中学校の教科用図書につきましては、平成２７年度に採択
替えを行いましたので、引き続き、平成３１年度から使用する教科用図書として
採択していただきます。
以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
これも先ほどと同様のことでよろしいでしょうか。
それではお諮りします。
採択事項（３）平成３１年度区立中学校使用教科用図書（道徳を除く）につ
きましては、平成２７年度に採択した教科用図書を使用します。
平成２７年度に採択した教科用図書は、次のとおりでございます。
「国語」光村図書出版、「書写」光村図書出版、「社会（地理的分野）」帝国
書院、「社会（歴史的分野）」帝国書院、「社会（公民的分野）」日本文教出版、
「地図」帝国書院、「数学」東京書籍、「理科」東京書籍、「音楽（一般）」教
育出版、「音楽（器楽合奏）」教育出版、「美術」日本文教出版、「保健体育」
大修館書店、「技術・家庭（技術分野）」東京書籍、「技術・家庭（家庭分
野）」東京書籍、「英語」東京書籍。
以上を採択することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 では、そのように決定いたします。
次に、採択事項（４）平成３１年度区立中学校使用教科用図書（道徳）につ
きまして、審議いたします。指導室長から説明願います。

指 導 室 長 中学校「道徳」の教科用図書は、今年度新たに採択を行います。
お手元に資料２として、７月１２日の教育委員会で答申を受けた資料を用意
いたしましたので、ご覧ください。
今回、文部科学省の検定を通過しました、「道徳」の教科用図書は、東京書籍、
学校図書、教育出版、光村図書出版、日本文教出版、学研教育みらい、廣済堂あ
かつき、日本教科書の８社でございます。この中から採択をお願いします。
以上でございます。

教 育 長 それでは、道徳につきまして、審議に入りたいと思います。
質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 中学校の道徳の教科書については、区民の方も含め、多くの方が関心を持っておられまして、区民の方からのご意見も、132名分だったかと思いますが、いただきまして、その中で私が感じたことを先にお話ししたいと思います。

教育委員会委員の皆様には、揺れ惑う思春期の中学生の現実と心、成長を考えて、丁寧にご検討をお願いするというご意見がございましたが、私たちが新しい教科ということで、道徳については非常に慎重に、そして色々な資料を基に真摯に採択していきたいと考えておりますので、その辺りもご了承いただければと思っております。

初めに、教科用図書の調査委員会と学校の調査結果や区民の方からのご意見などを読ませていただきましたところ、学校の調査委員会ですと、東京書籍、日本文教出版、教育出版、そして光村図書出版の4社が良い評価だったように思います。

その中で、文字数やページ数といったボリュームについて、また、自己評価、子どもたちがその課題について、どのような評価をするのかというところに差が出てきているように感じました。

調査委員会の報告書では、大きさ、サイズ、厚さ、また、ノートが別冊として付いているか、振り返りや自己評価、発問の仕方などといった観点から、色々と評価が分かれておりました。

調査委員会の報告書の中でも、東京書籍、教育出版、日本文教出版、先ほどの4社の中の3社が良い評価だったように思います。

また、区民アンケート、区民の声では、そのほかの会社についても、良いところや色々な試行錯誤をされているところについてのご意見がありました。

特に、学研教育みらいは、本の大きさがほかの会社と違うという点が、評価の対象になったかなと思っております。

学校図書については、ページ数と1つの単元について長い部分があるというところがあったので、その点が考慮の対象になったのかなと考えております。

日本教科書についてのご意見が区民の声では多かったのですが、現職の総理大臣の演説文が載っている点について、私としても考慮させていただいたという経緯があります。

廣済堂あかつきについては、内容についてはそれほど差がなかったと思うのですが、ノートの部分と普通の教科書の部分との不一致、合っていない部分があり、そうした点も考慮しまして、私としては今のところ、東京書籍、日本文教出版、教育出版、光村図書出版の4社を挙げたいと思います。

よろしく願いいたします。

青木委員 今、松澤委員からご意見いただいたことは、私も大体見させていただきました。今回、「特別の教科 道徳」が初めて導入されるというところで、本質の部分が非常に大事であると思っております。

その中で、例えば、この教科書の中で道徳という言葉のとおり、1つの方向に思考が固まってしまうような考え方、これを楽しむような教科書というものが

果たして正しいのかということを考えました。

そうした意味では、多様性ということこれから受け入れていく時代、グローバル社会というものを含めて、そこを考えたときに、区民の皆様の意見にもあったとおり、ある方向へ思考が傾いていってしまうような教科書については、私自身も懸念するところでした。このことを最初に述べさせていただきます。

その中で、委員会の意見、それから区民アンケートの中で、色々なご意見があったのですが、比較的良い評価をいただいているものが、日本文教出版、光村図書出版、東京書籍でございました。

この3つは比較的、否定的な意見が少なかったという点も含めて挙げさせていただきます。

また、検定意見が少なかったものというところでは日本文教出版と光村図書出版という話も伺っております。

この点から、私は日本文教出版と光村図書出版が比較的良いのではないかと思います。

もう少し詳しく申しますと、中学生が見たときに受け入れやすい、例えば、装丁、作り、絵の雰囲気、これらについて、日本文教出版の画調が良いという印象がございました。

光村図書出版は非常にバランスが良く、多様性、方向性に関してかなり肯定的な意見が多かったように伺っております。

一方で、日本文教出版については、別冊ノートの使い方が非常に難しい場合があるのではないかという意見もありましたが、私は日本文教出版と光村図書出版、最終的にこの2つのどちらかが良いのではないかと考えております。

以上です。

高野委員 私は選定に当たって、区民アンケートでも多くのご意見があったように、子どもたちにとって親しみやすく、身近な問題として考えられるもの。また、先生方の中には、若い先生も増えている中で、経験が少ない先生でも教えやすいもの。さらに、考え、議論する道徳の授業が実現できるものという、3つの視点で考えてみました。

4月から、教科書を採択するという観点で、いくつかの学校の道徳の授業や道徳授業地区公開講座を見てまいりました。

役割演技やグループでの話し合いなど、色々な工夫した授業が行われていたのですが、50分の授業の中で自分の考えを書いたり、ほかの人の意見を聞いて、最後に自分がもう一度振り返るといったことを行うには、時間が足りないのではないかなというような内容の授業が大変多かったように思っております。

実際に授業を見て、教材に長いものが多い教科書は、今の板橋区の実態には合っていないのではないかという印象を持ちました。

子どもたちが身近に感じる内容が多く、先生方が教えやすく、考え、議論する授業が行えるもので、長い教材が多くないものという点で、調査委員会の調査報告書並びに学校調査報告書を参考にして、私は東京書籍、教育出版、日本文教出

版の3社のいずれかが良いと思いました。

先ほど、光村図書出版が松澤委員と青木委員から出ていましたが、私も読んでいて内容は本当に素晴らしいなと思い、ぜひ子どもたちにもこれで勉強してほしいなと思いました。ですが、教材文が長いものが比較的多くて、50分の授業の中で、光村図書出版を使って、板橋区授業スタンダードに則った授業を行っていくのはなかなか難しいのではないかなと思い、今回は外しました。

東京書籍は、まず、職場体験や部活動、運動会など、身近な題材を多く取り上げており、平易な文が多く、内容を生徒が理解しやすくなっています。

私が特に良いと思ったのは、生徒の作文が教材として、他社の教科書に比べて多く使われていた点です。

中学生が自ら体験したことを、中学生の目線で書かれたものが多いということです。学校生活に関わるものだけではなく、災害の際のボランティアや、キャリア教育、郷土の魅力など、様々なテーマの作文が中学生自身の考え、声として取り上げられていて、生徒にとって、より身近に感じながら学習できるのではないかと思います。

また、「アクション」というコーナーで、各学年2回ずつ、役割演技や話し合いを行いながら考えていける教材がある点も良いと思いました。

丁寧に詳しく書かれているので、経験が少ない先生にとっても授業を進めやすいのではないかと感じました。実際に授業を見た際に、役割演技を行う授業があったのですが、説明をするのにかなり時間を取られ、説明にかかる時間の方が、生徒たちが活動に使っている時間よりも長いというようなこともあったので、分かりやすくまとめた教科書が必要なのではないかなと思いました。

また、いじめについても各学年で丁寧に取り上げています。2年生では、各校の代表生徒が集まり、生徒自らがいじめについて考え、いじめ防止に向けた行動指針を検討するための中学生サミットを取り上げています。板橋区でも、生徒会を中心に長年、同様の活動を行っているので、この内容は今の中学生にとって身近に感じるのではないかなと思いました。

東京書籍の気になる点としては、学習の振り返りを行う、「自分の学びを振り返ろう」というところが学期ごとになっている点です。板橋区授業スタンダードでは、毎時間、授業の終わりに振り返りをしていますが、そういう意味でこの点が気になっております。

次に、教育出版ですが、こちらも部活動や運動会、三送会など、身近な学校行事を取り上げた教材があり、生徒たちが親しみを持って学べる内容になっている点が大変良いと思いました。

また、国境なき医師団や、家族の思いと意思表示カードなど、医療、人道援助活動やドナーカードなどについて、生命の尊厳の視点から議論しやすい教材があり、とても良いと思いました。

ほかにも、死刑制度や交通違反など、様々な教材があり、子どもたちにも活発に議論してもらうことができるのではないかなと思いました。

教育出版の気になる点としては、役割演技を取り入れたり、話し合ったりでき

る、「やってみよう」というページが各学年で2回ずつありますが、1ページずつだけの取扱いとなっていて、ほかの2社に比べて大変シンプルになっております。

また、いじめについても教材をとおして考えていき、ほかの2社のように、いじめについて詳しく取り上げるページがない点が気になっています。

さらに、振り返りについても、授業の中で生徒の気持ちや振り返りを書く欄がなく、道徳の学びを巻末に学期ごとに記録することになっており、この点も気になっております。

最後に、日本文教出版ですが、教科書のつくりが、題名の上に主題名、そして、題名の下に主な登場人物の写真や挿絵が入っていて、人物の心情の動きなどに着目できて、生徒にとって分かりやすくなっています。教材も身近な内容のものが多く、生徒が親しみやすくなっている点も良いと思いました。「いじめと向き合う」として、1・2年生で2回、3年生で1回、丁寧に扱っています。教材の後に、「プラットホーム」という、学習を広げ、考えを広げるコラムがありますが、いじめの構造や人権課題への取組など、学習を広げている点がとても良いと思いました。また、学習の進め方というところでは、グループでの話し合いや役割演技などを写真入りで詳しく説明しており、スムーズに活動に入っていけるのではないかと思います。

日本文教出版の気になる点としては、青木委員も先ほどおっしゃっていました別冊ノートについてです。この別冊ノートについては様々な考え方があると思いますが、日本文教出版の別冊ノートは各教材の後ろに、「考えてみよう」、「自分にプラスワン」という発問があり、その発問について考えたことを別冊ノートに記入できるようになっていて、本編とのつながりが大変良くなっている。生徒が自分の考えを記録することができ、毎時間の学習の振り返りを記録し、成長を感じることができる点がとても良いと思います。

また、保護者記入欄が年3回分あり、学期ごとに保護者の方にも道徳でどのようなことを学んでいるのかを知ってもらい、子どもと話し合うきっかけになると良いと思いました。

小学校の授業では、現在、日本文教出版の教科書を使っていますが、授業の中でこの別冊ノートを使っている場面をよく見ます。

また、別冊ノートを使っている学校と使っていない学校があるのですが、高学年でワークシートを使っている学校などでも、別冊ノートに張り付けて記録しているという学校もありました。

中学校で別冊ノートを使うか使わないかはそれぞれの学校で決めてもらえば良いかと思います。小学校で日本文教出版の教科書を使っているので、小中一貫の観点、また同じ会社のものを使うということは、これから中学生になる子どもにとっては抵抗がなく、使いやすいのかなと思いました。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

それではここで、上野委員から意見が届いておりますので、教育総務課長から読み上げていただけますでしょうか。

教育総務課長

上野委員からのご意見をお預かりしておりますので、発表したいと思います。

まず、出版社は日本文教出版でございます。他社と比較し、優れていると思われる点についてです。

見やすいこと。3年間を通じて共通したテーマのため、学年が進むごとにテーマに沿って、より詳しく問題を提起している。

テーマが多岐にわたっていること。他社は小説等の掲載が多いように感じられます。自分自身が日ごろ、高校生、大学生と接し、ここまでに学んできてほしいと思われるテーマが多い。3学年をとおして、「いじめプラットフォーム」は他社にない観点で描かれていると思う。

続きまして、学年ごとの評価です。

まず、1年生です。

「いじめと向き合う、怒りの感情と上手につき合おう」については、今まさに高校生たちに向け指導している内容であり、今後の社会生活のためにぜひ知っておいてほしいと考えます。「自他の権利と法の順守」については他社では取り上げておらず、評価すべき点と思われま。

続きまして、2年生です。

「プラットフォーム、いじめをなくすために」では、いじめと法律について述べております。これも、学んでほしいと強く思う点です。

続きまして、3年生です。

「プラットフォーム、いじめと向き合う」、「なぜ人を攻撃するの」では、多くのことが学べると同時に、今後の考え方に役立ててほしいと思います。「プラットフォーム、自分の命を守るために」では、重要なことが分かりやすく書かれています。

以上、上野委員のコメントでございます。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、最後に私から意見を述べさせていただきたいと思ひます。

委員の皆様から様々なお話がありまして、私も区民意見の結果というところでは、昨年度の教科書展示会の入場者数が99名だったことに比べ、今年度は土曜日、日曜日でも開くことができたということもあるのですが、倍の199名の区民の皆様の来場を得ることができました。

これはつまり、「特別の教科 道徳」に関する関心が非常に高いということ、そして、132名の方からの区民アンケート等を拝見いたしましても、様々な意見があるわけですが、とにかく子どもたちの健やかな成長を願う、そのために、より良い教科書を選択していただきたいという区民の皆様の思いが、一つ一つから読み取ることができたということ、まず冒頭に申し上げたいと思っております。

そして、私は道徳の教科書の採択に当たりまして、6つの観点から各社の教科書を研究させていただきました。

まず1つは、板橋区は、「板橋区教育ビジョン2025」の具現化に向けた行動の基本として、自尊感情、自己肯定感、つまり、個性の伸長という部分と、郷土板橋を愛する心、伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度を育むということが大きなポイントになっております。この2つの内容を検討させていただきました。

それから、さらには本区のめざす人間像のもととなる3つの徳目。

1つは自立ということで、自分のことは自分でするというので、希望と勇気、あるいは、努力と強い意志、そして貢献、すなわち世のため、人のためになることを進んで行うということで、親切、思いやり、勤労、公共の精神。そして、最後は共生、人の話に耳を傾け、力を合わせて問題を解決するというので、相互理解、寛容、こうした観点からも拝見させていただきました。

今申し述べました事柄については、各社とも、それぞれの内容に応じて、子どもたちにとって分かりやすい教材が貫かれていたのではないかと考えております。

そして、3つ目に、いじめの対応の教材の質ということで、具体的、多角的な視点が表現されているか。つまり、いじめはいけないものだと分かっているのだが、それに加担したり、傍観してしまうといった事柄をしっかりと考えられるような内容になっているのかどうか、私はこの辺りをポイントに置きました。

また、主体的、対話的で深い学びということで、板橋区では、板橋区授業スタンダードという指導の1つのフォーマットがございます。それに適応しやすい教科書になっているのかどうかということも考慮してみました。

そして、今回の新しい学習指導要領等でもありますように、道徳と総合的な学習の時間というものは、ほかの教科との関連が非常に強くございます。そうした意味では、カリキュラムマネジメントということで、他教科と関連的な学習ができるような仕掛けができてきているのかどうか。この辺りにもポイントを置きました。

さらに、もう1つ、子どもたちが実際に学習するわけですから、机の上で学習しやすいような大きさ、厚さ、重さ、さらにはワークシートやノートを同時に置くことができるのかといった、子どもたちが実際に学ぶときの学びやすさ、そのようなことも考えていきました。

そして、最後に6つ目としては、「特別の教科 道徳」の授業の柱となる、考え、議論する道徳というところに、あえて言うならば、中学校の先生方にとってはファーストステップとなる今回の教科書採択に当たって、道徳の授業を小学校、中学校で見ている、一番危惧するところは、単なる読み取りの授業になってしまっていないかというところでは、

つまり、国語の授業とどこが違うのだろうというところが非常に課題になってくるに当たって、考え、議論するというようなことを考えたときに、教材文が長過ぎるということは、ファーストステップの段階では、教材の読み取りが主になってしまっていて、中学校の先生方の道徳の授業改善への意識改革の妨げになるように個人的に思っています。

そうした意味からは教材文として、道徳的にはなるほどと唸らせる内容が多く掲載されていましたが、私自身も夢中になって読むことができた教科書ではありますが、教材文の読み取りに時間がかかってしまうという危惧が拭い切れない中で、先生方の道徳の授業改善という視点で、教材文が5ページ以上にわたる題材を多く扱っている教科書会社が2社ございました。

私としては何度も言いますように、考え、議論する道徳への移行期というところではあえて対象から外したいと考えております。

こうした6つの視点から考えておりますが、先ほども申しあげましたように、教材文自体はどの会社の教材文も、それぞれ当然のように検定を受けているわけですから、唸らせるものであるということから、それぞれの教科書会社についての意見を述べさせていただきたいと思っています。

まず、東京書籍ですが、小学校もそうだったのですが、巻頭に道徳の授業のイメージ、あるいは学習の流れを非常に分かりやすく、子どもの目線で作っていただいていると感じました。それから、いじめの問題と生命の尊重の教材については各学年で3つずつ、非常に丁寧に配置されています。そして、役割演技ということで、各学年で2つずつ、アクションという形で入っております。

こうした役割演技といったものが、なかなか中学校の授業において、中学生にとっては羞恥心が入るということもありますが、実際には授業の中で展開していくうえで、こうしたものが入っているということはとても大事なことだと思っています。

それから板橋区授業スタンダードに關すると、これも色々と良い悪いはあると思いますが、授業のねらいに關わる発問が教材ごとにきちんと設定してあるということもあります。

ただ、各教科で先ほど高野委員からもありましたように、評価というところに関すると、巻末に自己評価の用紙や、切り取り式の教材等が入っていますが、なかなかこうしたものが、学期末のみというところはどうなのか。当然のようにワークシートやノートが必要になるわけで、そうしたことも含めて、この辺りが課題かなと思っています。

それから、教育出版ですが、私は板橋区授業スタンダードに關すると、教科書の流れや構成は8社の中では一番良い。板橋区授業スタンダードには合っているものなのかなと思っています。

教育出版も、巻頭に見開きで道徳の学び方がありますし、教材を読んだり、考えたり話したりするときの視点や留意点について、キャラクターを用いて説明していて、非常に親しみやすさがあるかなと思っています。

そして、現代的な課題として、「生命の尊さ」、「いじめ問題への対応」、「情報モラル」、この3つに重点を置いて各学年で2、3点、取り上げているということ。これも、冒頭に申しあげましたように、板橋区にとって重要なものであるかなと思っています。

役割演技についても、「やってみよう」というコラムがあって、日々の体験を想起して、話し合ったりすることをおして道徳的価値の理解を日常生活の行為

や習慣に結びつけることができるかなと思っています。

また、1年生の教科書にはリオ・オリンピック・パラリンピック、あるいは熊本地震など、最近の出来事が題材にされていて、子どもたちにとっても親しみやすいと思います。また、教材の冒頭に学習のねらいが記載されている点、これも良い悪いというところはあると思うのですが、若手教員が非常に多い中で、道德の授業のあり方そのものを学ぶきっかけにもなるのかなと思っています。

また、ワークシート等をつくる必要があるという点、巻末に、「心のかがやき度」という自己評価のシートがあるのですが、これは基準がはっきりしていないこともあり、どの程度活用できるかなという心配はございます。

それから、日本文教出版ですが、こちらも同じように巻頭に道德科で学ぶことや学び方が分かりやすく示されていますし、生徒がイメージしやすいような写真が使われているほか、実際の授業風景が掲載されていて、親しみやすいかなと思っています。現代的、社会的課題として、いじめ、安全、情報モラル、環境、伝統文化、国際理解が扱われています。

特に、いじめについては第1学年で7編、第2学年で5編、第3学年で2編ということで、1年生のところで非常に大きいいじめの問題を扱っているところ、これは特長であるかなと思っています。

そして、この教科書で面白いなと思ったのは、「自分にプラスワン」という最後の発問があるのですが、今回の道德の学習指導要領の解説書において、道德科の特質を生かした学習指導という中の導入、展開、終末というところで、導入については具体的には本人の主題にかかわる問題意識を持たせる導入や、教材の内容に興味や関心を持たせる導入などが考えられるとあります。

多くの教科書で工夫されているのが、終末の工夫ということで、小学校にはない文章が1つありまして、「生徒一人一人が自らの道徳的な成長や明日への課題などを実感でき、確かめることができるような工夫が求められる」という一文が載っています。

これは中学校に出てきたものなのですが、これを意識してプラスワンというものがつくられているのかなということを感じまして、その授業で終わりではない、もっと視野を広げることができるというような発問と、また、別冊にそのことが導かれているというところが、他社にはない工夫であるかなと思っています。

日本文教出版については、別冊ノートがあります。

別冊ノートの有無は別にしても、きちんとノートやワークシートなどをつくる必要があると私は考えています。

まず、考えて発信ということが、考え、議論する道德であるとするれば、考える時には書くということ、これは小学校から進めてきているわけですから、中学校でも、きちんと道德の授業では書かせるというところは位置付けていきたいと思っており、別冊ノートの価値はあるかなと思っています。

この別冊ノートについては、小学校が今年、別冊ノートを取り入れているわけですが、区内51校のうち、50校が使用している状況であります。使用していない1校については学校独自のワークシートを使用しているということですが、

使用している50校についても様々な意見があります。使い勝手の良い悪いなどはありませんが、全体的には、もともとワークシートを使用していたが、ワークシートに比べて管理や評価がしやすい。振り返る欄があって良い。友達の考えを書く欄があって良い。別冊ノートを継続的に使用することで児童の変容や見取りが評価しやすい。CD-ROMのデータがあるので、授業の狙いに合わせて、つくり変えて活用できる。学校で統一して別冊ノートを使用するという共通理解を年度当初に行ったことで、全教員が道徳の授業をとおして、子どもの考えを受けとめることができる。また、記述された内容を基に、道徳評価に生かすことができる。中身については、発問を変更したいと思うことがあるので、CD-ROMのデータから変更し、張るようにしているといったような意見があり、初任者等については、発問が書かれているので、別冊ノートに沿って授業することができるというような声もあります。

逆に使いづらいところとして、発問を違うものにした場合は使いづらい。発問が固定化されていて、発問内容が児童の実態に合っていないところがある。発問が縛られてしまうところがあるというような意見も出てきております。

このようなことも踏まえつつ、しかしながら、ノートを書くということの必要性は両方とも重要だと捉えています。

唯一、別冊ノートを使用していない学校は、中心発問について決まっているものをそのまま使用しなくてはいけないところが使いづらい。内容項目に迫るために、どのような発問構成にしたら良いかを考えて授業するため、結局使えない。本校の場合はワークシートをつかって授業をして、一人一冊、あるいはファイルに入れてポートフォリオ評価をしているということです。

この学校は道徳の研究を続けている学校ということもあって、別冊ノートに対して、こうした評価をしているのかなと思っていますが、私としては道徳の授業において、書くということ、この重要性を鑑みたときに別冊があるということはプラスに働くかなと評価しており、特にファーストステップという、考え、議論する道徳である、「特別の教科 道徳」の導入に当たっては価値があることなのかなと思っています。

それから、学研教育みらいですが、同様に、現代的な課題として挙げているのが、「情報モラル」、「科学技術の発展と生命倫理の関係」、「社会の持続可能な発展」ということで、変わった視点から入ってきているかなと思っています。

ただ、学研教育みらいの場合は、キャリア教育の題材が多いというのが1つの特徴でもあるのかなと思っています。

先ほどのお話にありましたように、学研教育みらいは非常に教科書が大きくて、これを開きながら、子どもたちがそこへ書くということがどうなのかなということを感じています。

それから、廣済堂あかつきですが、こちらにも別冊ノートがあります。別冊ノートについて、日本文教出版と違っているのは、別冊ノートに教科書の教材とは別の内容、文章が書かれているというところがあります。その辺りが、授業を進めるに当たって、生徒の思考や意見の広がりへの妨げにならないかどうかといったと

ころは少し気になっているところです。

それから、光村図書出版ですが、生命尊重というところを非常に重要視して、どの学年でも3編ずつ掲載していますし、年間の学習を4つのシーズンに分けていて、「自ら考えて」、「仲間とよりよい生活を送るために」、「広い視野で」、「共に学びあいながら」などの見出しを付けてあり、テーマに応じて10のユニットに分類していて、内容項目の関連が意識されているなどと思っています。

一方で、学びのテーマは発問が多くて、選択する必要があるということと、文字が小さくて読みづらいうえ、教材によっては国語の教科書の内容と重なるものがあるのかなということが見受けられます。

ただし、冒頭に申し上げたカリキュラムマネジメントということで、一覧表等では表されているということが見られます。

それから、日本教科書並びに学校図書ですが、冒頭に申し上げましたように、非常に教材文が長い。特に学校図書は9ページにも及ぶものがあって、内容的に、読み物資料としては良いので、例えば2時間や3時間かけて行うということも考えられなくはないと思うのですが、この2社については、当初より教材文の長さについて、私としてはひっかかるところを感じております。

以上でございます。

委員の皆様のご意見をお聞きしている限りでは、東京書籍、教育出版、日本文教出版、光村図書出版という辺りが候補に挙がっているかなと思うのですが、これからもう一度、委員の皆様にそれぞれのご意見をお聞きしたいと思しますので、自由にご意見をいただければと思います。

松澤委員

先ほど4社を挙げさせていただいたのですが、内容を1年生から3年生まで、特に1年生を中心に読んでみたのですが、光村図書出版と日本文教出版については、私個人の意見としましては、内容が非常に良かったと思っています。

内容が良い悪いというのは比較できないと思うのですが、教育出版については、人物についての写真付きのものが非常に多く感じられました。そして、東京書籍については、写真とのバランス、道德の教科書という観点ではこの写真は本当に必要なところや写真だけのページなどもあったように思います。

そして、教育出版と日本文教出版については、3年生の教科書に同じ教材がありました。「卒業文集最後の二行」という題材がありまして、最後のところの違いがあったのですが、教育出版については、最後に、「私が今一番欲しいものは母でもなく、本当のお友達です。そして、きれいなお洋服です」というところで終わっているのですが、日本文教出版については、その後に文章がつながっておりまして、その文章が切れているところ、そして文章がつながっているところというのがどうしてなのだろうと考えたときに、子どもたち、特に中学生の段階で、その後のことを自分で考えてもらうようなつくりになっているのかなと感じたのですが、私が見たところでは日本文教出版の方の理由、なぜそのように感じたのかということが最後に書いてあるのです。

その最後が、「卒業文集の最後の二行は大きな衝撃だった。大いなる悔いを与

えてくれた。あの二行を読まなかったら、現在の私はどうなっていたであろう」という、未来に行って、振り返っていることを思わせるような文章があったというところ、内容の面ではこの2社については、そうした違いを感じました。

そして、先ほど教育長もおっしゃっていたのですが、光村図書出版については、本当に良い文章が多く、非常に素晴らしいなと思ったのですが、やはり文章が長く、子どもたちがその文章を読み、内容を理解し、そして、道徳という教科に対して、どのようなアプローチをするのかという点で考えさせられました。

しかし、1年生の「ひまわり」という題材のところであったり、「初めての伴奏」、「席を譲ったけど」というところであったり、いずれも子どもたちが、今まさに悩んでいるような問題に視点を合わせていただいている、非常に良いなと私個人は感じました。

日本文教出版の1年生の内容についても、ほかのところにはない、「木の声を聴く」という古い藤の話があったり、「トマトとメロン」というものであったり、「はやぶさ」を題材にしているものがあったりということで、自分たちの身近なところではなく、すごく離れた部分からの視点で見ている、それがまたイラストと写真の使い分けということを意識されていて、非常にそこが良かったなと思いました。

そして、3年生についても、「公園に桜を」ということで、選挙など社会のことを学ぶことに対して、そうした題材を使っているところに、私は良さを感じさせていただいたのですが、新しい教科として道徳というものでやっていくうえで、内容については、これから恐らく色々な会社が、色々と変えていっていただけるのではないかと思います。私個人としましては道徳について、自分の身近にある問題について話し合うということも非常に大切ではあるのですが、学校の先生方のご意見からも伺ったのですが、自分と離れた場所、遠いところに行ってみて、そこからの視点で自分を見るということで、例えばいじめの問題であったり、色々な問題などにも向き合えるのではないかなと感じておりますので、そうした点では、日本文教出版が非常に良いのではないかなと個人的には感じました。

また、教育出版と東京書籍については、先ほどの話にもありましたが、今の板橋区の学校の先生の割合が、ベテランの方と若い先生が非常に多いということで、取扱いがしやすいのではないかなと感じましたので、教育出版と東京書籍については、そうした良さもあり、日本文教出版と光村図書出版については、内容について先ほど説明したような感じを受けました。

以上です。

青木委員 皆さんの意見を伺っていて、私が大事だなと思ったのは、高野委員もおっしゃったように、授業の時間が限られているということ。それから、教える立場の先生が新人の先生などもいらっしゃるということ。そして、新たに赴任された先生などもいらっしゃるということを含めて、授業が成立しないのはまずいと思いますし、同時にもう少し評価していかないといけないという課題もついて回ります。

もう一度見直しまして、巻末に各教材と他教科等との関連が一覧表で示されえている部分は、評価にどのようにつなげていけるのかという視点で、新人の先生なども使いやすいかなと思うのですが、光村図書出版については、これまでお話に出てきたとおり、文章の内容自体は確かに良いのですが、少し文章が長いということもあり、まとめづらい印象があります。

それから、どのように評価をしたら良いのかというようなきっかけづくりの題材について、若干乏しいかなという感じがしております。

そうした意味では、先ほど、別冊ノートをどのように使うのかというようなお話、区民の方のご意見にもあったのですが、日本文教出版の別冊ノートというのは、見直してみるとノートしてかなりまとめやすい形になっている。見方を変えると、新人といたしますか、経験が少ない先生には使いやすいのかなというのが見てとれました。

そして、評価の中で大事になってくるのが、これは私も教育の場にいるので思うのですが、ノートをきちんと書いている子たちの成績は良いという相関は間違いなくあります。

そうした意味では、別冊ノートの整理の仕方、書き方、まとめ方、これを見るだけで、これは道徳に限ってではないですが、私の専門の理数系でも、まさにノートのまとめ方というものが効いてくる部分もあるので、その辺りをもう少し評価の中に入れられるという視点から見ると、日本文教出版はかなり考え込んでいる印象があります。

それから、高野委員も言われたように小学校とのつながりというものは大事なのではないかと改めて思いました。

そういう意味では、私はもう1社入れるとしたら東京書籍が良いなとは思っていたのですが、日本文教出版がトータルで考えると良いかなと感じました。

もう1つだけコメントすると、調査委員会の報告の中にもありましたが、板橋区の生徒たちにとって、区のスポーツ大使である吉田沙保里選手の話ですとか、移動教室で訪れる八ヶ岳を扱っているというところなども馴染みやすいという意味では良いのではないかとということで、日本文教出版が良いかなと思いました。

以上です。

高野委員 先ほどは言わなかったのですが、東京書籍については、写真などがとても素晴らしく、効果的に使っているものも多くて大変良いなと思いました。

例えば、ほかの教科書でも取り上げている杉原千畝さんの六千人の命のビザという題材を比べてみると、東京書籍の場合は地図があつたり、色々な参考文献といたしますか、「プラスワン」というところで背景について書かれていて、単純に教材を読んだだけというのとは違う、より深い学びができるのかなというところで、捨てがたいなという思いがあります。

日本文教出版については、先ほど教育長から小学校で別冊ノートがどのように使われているのかということ詳しくご説明いただき、50校も使っているのだと知りました。使いづらい点もあるが、先生方が工夫して各学校に合った使い方

をされているのだなということを知り、中学校ではどのように使っていくのだろうかというところは心配な面もあったのですが、基本のノートがあって、それを自分たちの学校に合わせた使い方をしていく。そして、何よりも成長を見て取ることができるということは、実際に授業を拝見したときに、今はまだ別冊ノートがないので、ファイルを用意している学校があったのですが、拝見したのは6月の時点だったのですが、ファイルの中身がすごく薄くて、プリントがただ綴られているだけで、授業の様子が記録として詳しくは残っていないのかなと思いました。

この別冊ノートを見ると、発問とそれに対する自分の考えをしっかりと書いていくことができ、これを1年間続けていくことにより、別冊ノートを振り返ることで自分自身も成長を考えることができるのかなと感じました。

また、先ほどの教育長のご発言から、ここにある、「自分にプラスワン」という発問の中に含まれている意味を知り、なかなか良い問いかけなのだとということが理解できましたので、日本文教出版を使うことが一番良いのではないかなと感じました。

教 育 長 私は実は揺らいでいまして、教育出版の教科書の流れが、板橋区のめざしている授業の流れとしては非常に良いなと思っているのですが、1つ難点としては、あまりにも丁寧過ぎているところです。

例えば、冒頭に目当てのようなものがあって最後に「学びの道しるべ」ということで3つくらい発問がある。これはとても丁寧である一方、あまりにも丁寧過ぎてしまうというようなことも考えているところです。

先ほど松澤委員がおっしゃっていたような、最後のエンディングをどう扱うかというのはとても教科書会社の特色が出ていて、最後まできちんと書くものと、途中ですつとやめて、そこから子どもたちと教員と一緒に考え合うものがあり、どちらが良い悪いということではないのですが、工夫が見られているなと思っています。

また、日本文教出版については、先ほど申しあげましたように、内容的にも見開きで非常に読みやすい内容で、絵も非常に優しい感じがあって、中学生に届くかなという感じがしています。

そして、いじめの扱いをあえて学年で差を付けているというところはとても大事で、1年生できちんといじめのことを正面から向き合おうという、その姿勢もとても気に入っています。

ただし、中学校の道徳はこれまでも当然行われてきていたのですが、「特別の教科 道徳」であるということもきちんと先生方も理解して授業が改善されていくであろうというところでは、別冊ノートの使い方が課題になるかなと思っています。

これは小学校の採択のときにも申し上げたと思うのですが、各担任に任すのではなく、使うのであれば学校としてどのように使うのかということ。あるクラスは使う、あるクラスは使わないではなくて、学校としてどう使っていくのか。あ

るいは使わないのであれば、それに代わるノートなりワークシートを使う。こうしたことがしっかりと行われていく必要があると思っています。

私は教育出版と日本文教出版、それぞれに良さと課題もあるのですが、悩んでいるところがございます。

それでは、これまでの意見を含めながら、まだ意見があれば続けたいと思います。

松澤委員 今、教育長からもお話があったのですが、私も4社から考えてきたのですが、光村図書出版については、文章の長さが気になるという思いがあります。

東京書籍については、サイズがワイドになっておりまして、扱いづらいのではないかなという思いがあります。

また、東京書籍と教育出版については、先ほども何回も言っているのですが、学校の先生などのことを考えると、非常に簡単につくられていて、使いやすいのではないかなと感じておりますが、やはり私の意見としましては教育出版と日本文教出版の2社が良いのではないかと考えております。

高野委員 教育出版については、本当にとっても考えさせる、議論させるような内容が多くて、その点は大変素晴らしいと思いました。

ただし、いじめに関しても本当にあっさりとして扱っている点。また、役割演技等についても1ページだけの扱いということで、先ほど教育長が発問といたしますか、その点に対してはかなり丁寧過ぎるくらいだというようなことをおっしゃっていたのですが、「学びの道しるべ」、ここはすごく丁寧なのですが、それ以前のところであっさりし過ぎているかなと感じ、それが今の板橋区の実態に合っているのかなと考えさせられました。

それと、「学びの道しるべ」の中の問いかけについて、考えを誘導するまではいかないにせよ、何となく自由に考えられるものばかりではないような気がしました。

そのような意味で、私としましては、教育出版に関しては心配な点、気になる点がありました。

青木委員 私は、高野委員の意見と同じです。

以上です。

教育長 道徳は、主発問というところが非常に大きな点となると思うのですが、日本文教出版は主発問が、「考えてみよう」という形で出ていますし、「自分にプラスワン」ということで、教材から離れて自分を考えるというような、非常に良い構成になっていると私も思っています。

松澤委員が日本文教出版、教育出版、青木委員が日本文教出版、高野委員も日本文教出版、そして、私も日本文教出版、教育出版というところですが、こうしたことを踏まえて、教育出版についても名前が挙がっているところですが、上野

委員も日本文教出版ということもありますので、日本文教出版を板橋区としては採択するというので進めていこうと思います。

ただし、別冊ノートについて、先ほどからご意見があるように、必ずしも使わなければいけないものではない。しかしながら、使うときには学校長の責任のもとに、学校としてどのように活用していくのかという条件は付けたいと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

高野委員 結構だと思います。

先ほどの小学校の実態のお話の中でもありましたが、先生方が個人の裁量で進めるのではなく、学校として進めていくということがとても良いことと思います。

使用していない1つの学校についても、それも学校の道徳の進め方として決定したことなので、これは学校として決定していただいくことが望ましいと思います。

松澤委員 別冊のノートについては、色々なご意見が、色々な学校の先生方からも出ておりますし、使わないということにしていると、区民の意見の中で、税金を使って購入したものを使わないのかというような意見も当然ありますので、そうしたことも考慮しまして、使えるものは使っていただく。

確かに、発問の問題が決まっていたり、色々な単元によって違ってきてしまうと思いますので、そうしたことも考慮して、学校の中で違いが出てしまうのは非常に問題があると思いますので、学校の校長が、どのように使うかを統一していただければ、板橋区としては非常に良い教科書だと思いますので、これを使ってより良い教育をしていただければ良いと思います。

以上です。

教育長 それではお諮りします。

採択事項（４）平成31年度区立中学校使用教科用図書（道徳）につきまして、日本文教出版を採択することでご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長 では、そのように決定いたします。

次に、採択事項（５）平成31年度特別支援学級及び特別支援学校使用教科用図書の採択につきまして、指導室長から説明願います。

指導室長 特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書につきましては、先ほどご説明しましたとおり、各小・中学校で調査結果を整理したものが、お手元の資料「平成31年度特別支援学級及び特別支援学校使用教科用図書採択一覧（案）」でございます。

本「採択一覧（案）」は、小学校は1ページから12ページまで、中学校は1

3 ページから 17 ページまでとなっております。

この一般図書の内訳ですが、小学校は 184 種類、中学校は 76 種類になっております。

また、12 ページと 17 ページには、文部科学省著作教科書（特別支援学校小・中学部用）も含まれております。

採択一覧（案）の調査研究欄で、「調査研究資料・種目No.」となっているものは、お手元の資料 3 「東京都の特別支援教育教科書調査研究資料」の番号を指しております。

参考に、本「採択一覧（案）」に掲載されている一般図書の一部をご用意してございますので、ご覧ください。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 特別支援教育教科書調査研究資料を拝見いたしました。

資料の中で候補として挙がっている教科書の中に、取扱いについての配慮を要するものがかなりありました。

取扱いについての配慮なので心配はいらぬかとは思ったのですが、その中で 2 点ほど、小学校の算数の 50 番と 56 番について、お聞きしたいと思います。

50 番については、量と測定・図形領域は扱っていないので、指導に当たっては、補完する必要がある。56 番については、一部の解法は、検定済教科書等に示されていないものであるため、配慮が必要であるというような、内容に関わることが配慮すべきだというようなことが書かれております。

これを選ばれるのは、先生方が子ども一人一人に合ったものを選んでいただいているので、ここで指摘されているような内容については、十分ご配慮いただいているのでしょうか。

指 導 室 長 こちらにいただいております教科用図書の一覧は、各学校の子どもたちの実態、障がい種であったり、発達の状態を踏まえたうえで学校がその子どもに合った教材等を選んできているものでございますので、そうしたことについては、当然配慮したうえで選ばれていると認識しております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

それではお諮りします。

採択事項（5）平成 31 年度特別支援学級及び特別支援学校使用教科用図書につきましては、「平成 31 年度特別支援学級及び特別支援学校使用教科用図書採択一覧（案）」のとおり採択することでご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 では、そのように決定いたします。

 以上で、日程第十九 議案第30号についての審議は終了いたしました。

 続きまして、日程第1から日程第18、請願第1号から請願第18号、板橋区の教科書採択に関する請願につきまして、審議します。

 請願第1号から請願第18号につきましては、6月28日及び7月12日に開催された教育委員会で審議し、教科書選定作業を適正かつ公正に進めるため、継続審議といたしました。先ほど教科書採択の審議が終了しましたので、本日、審議いたします。

 それでは、指導室長から一括して説明願います。

指 導 室 長 請願第1号から請願第18号、板橋区の教科書採択に関する請願についてご説明いたします。

 内容につきましては、6月28日及び7月12日の教育委員会でご説明したとおりで、それ以降変更はございませんが、改めてご説明いたします。

 初めに、請願第1号から請願第17号、板橋区の教科書採択に関する請願についてご説明いたします。

 請願項目の1点目は、中学校道徳教科書の採択に当たっては、教育の専門家、実践者として直接子どもたちに授業を行っている現場教職員の意向と、区民の意見を十分に尊重し採択してくださいというものです。

 2点目は、教育委員会での教科書採択に当たっては、無記名投票などに依らず、これまでどおり話し合いによる合意を尊重するとともに、区民・保護者・教職員への説明責任を十分に果たしてくださいというものです。

 3点目は、道徳教科書を選ぶに当たってということで、3つの項目があります。

 1つは、個人の尊厳と人権・平和と国際友好を尊重し、日本国憲法における、「思想・良心の自由（19条）」、「信教の自由（20条）」、子どもの権利条約における、「価値観ならびに自己の文明と異なる文明に対する敬意（29条）」の尊重。

 1つは、教材に含まれる歴史的な事実、科学的な事実、合理的な判断の検証。

 1つは、特定の結論に誘導せず、授業における自由と創造を可能にする教材の尊重というものです。

 そして、今後の教科書採択に向けて、2点の請願項目があります。

 1点目は、現場教職員が使用を希望する教科書を検討のうえ意思表示しやすいように、学校移動展示も含む閲覧方法や閲覧時間を確保するなど確実な意見収集の方策を整えてくださいというものです。

 2点目は、教職員や区民・保護者が、新しい教科書を広く検討し意見表明できるよう、教科書閲覧の会場（現2カ所）、閲覧時間をさらに拡大してくださいというものです。

 請願理由は記載のとおりです。

 それでは、請願項目に関する教育委員会における教科用図書採択の取扱いにつ

いてご説明いたします。

請願項目の1点目ですが、現場教職員の意見として、学校ごとに学校調査、研究資料を作成し、報告案件として教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されること。

また、道徳授業の専門性の高い教員を委員とする教科用図書調査委員会による調査報告書を、教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されること。

区民・保護者の意見については、平成30年6月5日から6月28日までの期間に、板橋区教科書センターと成増アートギャラリーにおいて、教科用図書展示会を実施し、区民の方にアンケートを記入していただき、その内容を教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されることから、採択に当たっては教職員や区民・保護者の意見を参考にした協議がなされるものと考えております。

2点目ですが、教科用図書の採択に当たっては、これまでどおり合議制の執行機関として、委員による議論を行い、合議により様々な意見や立場を踏まえた意思決定が行われたと考えております。

また、教科用図書を採択する際にも、教育委員会は公開され、議事録も公開していることから、説明責任を果たしていると考えております。

3点目の配慮事項についてですが、教科用図書の採択は文部科学省の検定審査に合格した図書の中から行われます。

検定審査では、自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、国際社会を生きる日本人の育成をめざす教育基本法や学校教育法、学習指導要領に示す目標などに照らして、適切であるかが審査されています。

具体的な基準としましては、1つ、引用、掲載された教材、写真、挿絵、資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

「特別の教科 道徳」については、さらに次の条件があります。

1つ、学習指導要領で示す題材の全てを教材として取り上げていること。

1つ、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について、特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童または生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるように適切な配慮がされていること。

これらのことから十分な配慮がなされていると考えております。

次に、今後の教科書採択に向けた請願項目の1点目ですが、教員の研究用に5カ所の学校を会場とした展示を行っております。さらに、板橋区教科書センターや成増アートギャラリーでも、教職員が閲覧できるようにしております。

学校での展示は、教職員の勤務時間を踏まえ、学校の管理上、会場となる学校の都合に合わせて午前9時ごろから午後4時45分ごろまでにしておりますが、板橋区教科書センター及び成増アートギャラリーは午後5時まで、また、土日も開館しておりますので、教職員の閲覧にも配慮した体制を整えております。

2点目ですが、現在は法定展示として国が指定している14日間に加え、東京都教育委員会からの通知に基づき、特別展示期間としての10日間を合わせて、

板橋区教科書センターで土日も含めた24日間の展示を行っております。

また、法定展示場所の板橋区教科書センターが都営三田線沿線であることから、それとは別に本区独自に、区民・保護者が閲覧できる会場として、東武東上線沿線の成増アートギャラリーを展示会場として設置し、閉館日の第3月曜日を除き、板橋区教科書センターと同じく土日も含めた期間、多くの区民や保護者の皆様に閲覧していただけるよう展示しております。

展示会場の増設についてですが、区に配布される教科用図書見本の数が12セットと決まっています。この12セットのうち5セットは教育長並びに教育委員の皆様、5セットは学校展示用に、残りの2セットを一般の展示用として、それぞれ使用することから、閲覧会場を増やすことは困難であります。

また、展示期間の拡大については、見本が届いてから教科用図書審議会での審議や、教科用図書調査委員会での調査研究、各学校の調査研究、そして、教育委員会の協議など、採択までの日程を考えたとき、現在のスケジュールを延ばすことは困難な状況です。

次に、請願第18号、板橋区の教科書採択に関する請願について、ご説明いたします。

要望項目の1点目は、新しく教科化される教科書の採択にあたっては、直接子どもたちに授業を行い、教育の専門家である教職員の意見を尊重して採択してくださいというものです。

2点目は、教科書を使い学ぶ生徒の保護者・祖父母、そして道徳教科書の内容が社会の流れと無関係でないと考える区民が、時間を割いて展示会に行き、教科書を閲覧し記してきたアンケートの声にぜひ耳を傾けてくださいというものです。

3点目は、「道徳」という個人の内心に踏み込む教科の教材ですので、一定の方向への誘導を意図する教科書は採択しないでください。歴史の教科書ではありませんが、誤った又は偏った記述のものは誘導につながる危険性もあり好ましくありません。その点の検証もしてくださいというものです。

4点目は、「道徳」については、他の教科と異なり数字的な「評価」は行わないことになっていると聞いております。しかし、今回の採択候補8社のうちの数社の教科書には、生徒自身が数字的に評価する、「自己評価」の項目が設定されています。3にも関連していますので、このような教科書は排してくださいというものです。

5点目は、子どもたちが自分を肯定できるように、人権の尊重を打ち出している教科書を採択してくださいというものです。

それでは、要望項目に関する教育委員会における教科用図書採択の取扱いについて、ご説明いたします。

要望項目の1点目ですが、教職員の意見として、学校ごとに学校調査・研究資料を作成し、報告案件として教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されること。

また、道徳授業の専門性の高い教員を委員とする教科用図書調査委員会による

調査報告書を、教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されることから、採択に当たっては教職員の意見を参考にした協議がなされていると考えております。

2点目ですが、平成30年6月5日から6月28日までの期間、板橋区教科書センターと成増アートギャラリーにおいて教科用図書展示会を実施し、区民の方にアンケートを記入していただき、その内容も教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されることから、採択に当たっては保護者や区民の意見を参考にした協議がなされているものと考えております。

3点目から5点目につきましては、教科用図書の採択は、文部科学省の検定審査に合格した図書の中から行われます。

検定審査では教育基本法が掲げる、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばす」などの目標に照らして、適切であるかどうか審査されています。

具体的な基準としましては、引用、掲載された教材、写真、挿絵、資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

1つ、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について、特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず、公正であるとともに、児童または生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるように適切な配慮がされていることです。

特に、要望項目の4点目、評価につきましては、教科用図書の内容には学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、不必要なものは取り上げていないことという検定の基準があります。

この学習指導要領「道徳」の内容の取扱いには、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、資料に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする」と記されており、学校や教員は数値による評価は行わないとしています。

これらのことから、3点目から5点目の要望項目について、十分な配慮がなされていると考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 ただいま指導室長から説明がありましたとおり、教科書選定作業を適正かつ公正に審議してまいりましたので、今回の請願につきましては、教育委員会としては採択・不採択の判断は行わずに、教科書採択の結果及び教科書選定作業の概要を請願者に通知することをもって審議終了という取扱いでよろしいのではないかと考えております。

教 育 長 ほかに質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。

日程第1から日程第18、請願第1号から請願第18号につきましては、教育委員会としては請願への採択・不採択の判断を行わず、教科書採択の結果及び教科書選定作業の概要を通知することをもって審議終了とすることで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

それでは、委員会の途中ではありますが、議事運営の都合により、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

なお、青木委員につきましては、都合によりここで退席いたします。よろしくお願いいたします。

(休憩)

○報告事項

1. 平成30年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」外部評価ヒアリングの実施報告及び二次評価票の提出依頼について

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。

報告1、平成30年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」外部評価ヒアリングの実施報告及び二次評価票の提示依頼につきまして、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、資料「総-1」をご覧ください。

初めに、外部評価ヒアリングの実施についてでございます。

(1) 外部評価委員、(2) 外部評価日程及び実施内容については、記載のとおりでございます。

(3) 外部評価結果です。

外部評価結果については、外部評価票を基に、事務局で取りまとめた、「外部評価案」を各委員に確認していただき、了承を得たうえで、「外部評価」を確定することとなっております。現在、調整中でございます。

資料の次のページになります。

2、二次評価依頼についてでございます。

一次評価及び外部評価結果を踏まえ、教育委員会としての二次評価（最終評価）を決定するため、二次評価票の提出を依頼するものでございます。

(1) 提出依頼予定日、(2) 提出期限、(3) 対象事業については、記載の

とおりでございます。

(4) 実施方法です。

教育長並びに教育委員は、一次評価（各所管課長による事務事業評価及び各所管部長による施策評価）結果及び外部評価（外部評価委員による施策評価）結果を踏まえ、施策及び施策を構成する事務事業について二次評価を行うものでございます。

資料の次のページになります。

(5) 評価標語については、記載のとおりでございます。

3、点検・評価今後のスケジュールでございますが、10月4日に二次評価を教育委員会にて審議、決定いたします。

その後、庁議、区議会報告を受けまして、12月下旬には点検・評価結果の公表を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 外部評価については、いつごろになる見込みでしょうか。

教育総務課長 こちらについては、スケジュールにございますように、8月6日までに委員の皆様へ郵送させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

教 育 長 提出までの時間が伸びたので、評価にゆっくりと時間をかけられるかもしれません。ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 特別支援教室（STEP UP教室）の実施状況報告について

(指-1・指導室)

教 育 長 それでは、報告2、特別支援教室（STEP UP教室）の実施状況報告につきまして、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 資料「指-1」をご覧ください。

特別支援教室（STEP UP教室）の実施状況と今後の予定を報告いたします。

項目番号1、2をご覧ください。

小学校は平成28年度から試行し、今年度で全ての小学校に特別支援教育を実施しております。

中学校は今年度から試行実施しております。

特別支援教室を利用する児童・生徒数は、資料のとおり増加しております。
増加しました主な理由としまして、以下の3点を考えております。

1点目、今までは保護者の送り迎えができずに利用を諦めていた児童・生徒も、在籍校に特別支援教室があるため、保護者の送り迎えの必要がなくなり、利用しやすくなった。

2点目、特別支援教室が在籍校にあることで、特別支援教育を身近に感じ、児童・生徒や保護者、地域の方々の理解が深まった。

3点目、特別支援教室専門員が、該当する児童・生徒を継続的に観察することで、巡回指導教員と学級担任等を結びつけるなど、緊密な連携が図られ、指導が充実してきた。

以上の3点を主な理由として考えております。

項目番号3をご覧ください。

小学校では、今年度、新たな拠点校を7校設置し、特別支援教室の整備は終了いたします。拠点校を増やしたことで、巡回のエリアがコンパクトになり、巡回指導教員の負担も軽減され、指導の充実に結びつけております。

中学校では、今年度から拠点校3校、巡回校3校で開始しました。来年度は新たな拠点校を赤塚第一中学校に設置し、拠点校4校、巡回校7校で実施します。

平成33年度、東京都は全ての中学校で特別支援教室を実施する予定ですが、板橋区では今年度中に特別支援教室設置計画を作成し、32年度を目途に全ての中学校で実施する予定です。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 室長のご説明の中で、専門員の先生がいらっしゃるのので、児童・生徒の利用も増えているのではないかというお話だったのですが、教室で指導を受けた児童・生徒が、通常の学級に戻ったときに、そこで、また連携された指導を受けられることが大切ではないかなと思いました。

もう1点ですが、よくSTEP UP教室の利用を希望しているが、順番待ちをされていてなかなか入れないというお話を聞きます。その実態はどうかお聞かせください。

それから、もう1点ですが、30年度当初の人数を見ますと、小学校では444人、中学校では94人ということなのですが、これは教室がまだ設置されていないということもあるのかと思うのですが、小学校で、このSTEP UP教室で学んだ子どもたちが、卒業して中学校に行った際に、小学校と中学校の連携といますか、この子どもたちをどのように受け入れているのかというところをお聞きしたいと思います。

指 導 室 長 まず、入級待ちのお話でございますが、各学校から、入級するための判定会というところに申込書のようなものがやってきます。この判定会は、月に1回程度

の開催ペースになっております。

拠点校について、小学校では13校、中学校では3校ありまして、合わせて16校の拠点校がございますので、かなりの数の児童・生徒からの判定会への申込みがございます。

判定会は、単に教員が集まっているだけではなくて、医師または心理士の専門家にもご参加いただきまして、子どもの行動観察も含めまして、総合的な判断をさせていただいております。

そのため、一人当たりの判定には、しっかりと時間をかけており、申込みを希望されている児童・生徒の数に対しまして、今、判定会が追いつかないような状態になっているのは確かでございます。

その辺り、例えば小学校でいいますと、今年度で全ての小学校において特別支援教室を設置いたしましたので、今後は新たな子どもたち、小学校1年生となりますが、入学してくる子どもたちに限定されるような形で集約されていくのではないかなという長期的な見通しは持っています。

ただし、現在は年度の途中でございますので、疑わしい子どもたち、あるいは保護者が心配で特別支援教育に該当するのではないかという子どもたちについても、細かく学校の方で聞き取りをしていただいて、判定会にかける必要があるという判断をいただいた子どもにつきましては、お申込みいただいているような状況でございます。

もう1点の小中学校の接続というところにつきましては、中学校では今年度から特別支援教室が始まったばかりですので、例えば今年度の中学1年生、その子どもたちから、特別支援教室に通っている中学1年生の子どもたちの中で、昨年度まで特別支援教室を利用していた子どもたちであったり、新たに中学1年生から通うようになった子どもたちというのは、年度が終わってみないと、その数は出せないかなと思っております。

今は、始まりまして4カ月弱という状況ですので、しばらくお時間をいただければと思います。

以上です。

教 育 長 これは、個別指導計画のようなものは当然作っているのですよね。

指 導 室 長 今年度から東京都の方では、特別支援教育にかかわる子どもにつきましては、必ず全員、個別の指導計画を作成することになっております。

また、こうした資料も判定会のときには提出していただいて、参考の資料とさせていただきます。

教 育 長 それは、中学校へ進学するときには、保護者の許可もあるのですが、小学校から引き継がれるようになっているのでしょうか。

指 導 室 長 個別の指導計画については、幼稚園から小学校に上がってくるときには、就学

支援シートというものを接続するための資料として使っています。

また、小学校から中学校に上がるときのために、個別の支援計画というものを、接続という意味で作成している部分もありますので、保護者の理解が得られるときにつきましては、中学校に確実に引渡しをしています。

教 育 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

高 野 委 員 はい。

○報告事項

3. 少年自然の家八ヶ岳荘大規模改修の概要と使用料の改定について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告3、少年自然の家八ヶ岳荘大規模改修の概要と使用料の改定について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、少年自然の家八ヶ岳荘大規模改修の概要と使用料の改定について、ご説明させていただきます。

資料は「生－1」をご覧ください。

八ヶ岳荘の大規模改修工事の概要につきましては、今年の1月31日の教育委員会でご説明させていただいております。

工事は概ね順調に進んでおりまして、来年4月のリニューアルオープンに向けて、現在は調度品の選定や、内装関係の準備を進めているところでございます。

それでは、資料の1ページの1、大規模改修の概要でございます。

これまでの利用者のターゲットは青健キャンプ、移動教室の児童・生徒が中心でございましたが、今後は児童・生徒の利用を優先的に考えながらも、ファミリー層などの一般利用者への利用拡大も考えております。

この一般利用者の中には、企業の研修や、大学のサークル合宿も想定しているところでございます。

多くの方々にご利用いただき、施設の稼働率を上げることで八ヶ岳荘の有効活用を図っていきたく思っております。

委員の皆様には、机上にA3判カラーの資料を配付いたしましたので、見開きをご覧くださいければと思います。

資料の下側に外観のイメージが載っているかと思いますが、団体棟である、からまつ棟につきましてはオレンジを基調としたもの、一般棟である、しらかば棟につきましてはダークブルーを基調としたものということで、内装も合わせて、今、改修をしているところでございます。

左側に屋外施設の完成予想図のイラストがございます。上の方がアウトドアキッチンとキャンプファイヤーゾーン、下の方がキャンピンググリゾットエリアとなっております。

下のところですが、手前側に日帰りバーベキューができる機能、そして、その

奥にテントが3張り描かれておりますが、イメージとしましてはA4横の写真の資料があると思いますが、このような宿泊ができる大型のキャンパステントを設置して、中にはソファやベッドがございますので、快適な屋外宿泊体験ができるようになるというところがございます。

これらの施設の改修を行うことに伴いまして、このたび条例の改正も行っております。

資料は「生-1」にお戻りいただきまして、2ページをご覧ください。

2、条例改正概要でございますが、初めに、(1) 条例名及び設置目的の改正でございます。

改正の理由でございますが、今後は児童・生徒の利用を優先的に考えながらも、ファミリー層などの一般利用者への利用拡大を図っていくためでございます。

まず、条例名でございますが、現在は、「板橋区立少年自然の家条例」でございますが、これを、「板橋区立八ヶ岳荘条例」に改正いたします。

また、設置目的につきましては、現在は、「健全な少年の育成を図る」となっておりますが、この部分に、「利用者の健康増進や余暇活動を促進する」を追加いたします。

(2) 利用者範囲の拡大につきましても、「区内に在住、在勤または在学する者が健康増進や余暇活動を行うとき」という文言を追加して、さらなる利用者の拡大を図っていきたくと思います。

文言の若干の修正は今後も入るかと思いますが、概ね、以上のような改正を行ってまいります。

(3) 使用料の改正及び追加についてでございます。

資料の2ページの下段に表がございますので、そちらをご覧ください。

青健キャンプと移動教室につきましては、今までどおり使用料は免除になりますが、今回の改修工事で減価償却費が更新されてございますので、まず一般利用客の宿泊施設の使用料は、現在、おとな1,300円のところを2,000円に改正します。

また、野外宿泊施設、先ほどのキャンパステントの部分でございますが、使用料おとな2,500円等を新設いたします。

また、区民以外の方の利用につきましては、5割増相当額と明記いたします。

なお、現在、屋外炊飯場につきましては、宿泊しない方が400円、宿泊者は無料で利用できておりますが、改修後は宿泊者の方も400円の費用負担をお願いしたいと考えております。

これらの料金改定につきましては、区の統一の平成28年度に規定されました使用料・手数料検討会報告書に基づいて算定しております。

基本的には人件費を含みます維持管理経費と、新規設備投資を含みます建物等の減価償却費を原価として算定していくものでございます。

資料の最後のページに、3、改正後の使用料イメージとして、シミュレーションが載っております。

おとな2人・子ども2人の4人家族が1泊2食付きで利用した際の費用負担額

でございますが、全体としては2, 100円ほど増額となる想定となっております。

4、今後の予定でございますが、本日の教育委員会への報告の後、7月末に庁議に報告しまして、9月の区議会第3回定例会に条例改正案を提出してまいります。年明けの1月から4月以降の宿泊予約を開始していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 先ほどのお話で、野外炊飯場の利用について、宿泊者も料金が発生するということなのですが、それはバーベキューの料金ということになるのでしょうか。

生涯学習課長 バーベキュー施設の使用料金になります。ですから、食材の費用につきましては、また別の負担になります。

高 野 委 員 野外宿泊施設を使っている人は、野外炊飯場の料金が込みになっていて、宿泊棟に宿泊する人は、料金が発生するということですね。

生涯学習課長 そういうことになります。

教 育 長 とても素敵な印象で、この資料の見開きを見ていると楽しみだなと思うのですが、企業や大学のゼミのサークル合宿等での利用に関して、現地の関係者との打合せなどは行われているのでしょうか。

今までやっていなかったことを始めていくわけですから、現地で宿泊施設を持っている人たちなどに、突然始めることになって驚かれないか心配な思いがあります。

生涯学習課長 今後、これから先のお話になるかと思いますが、現地へのご説明なども必要があるのかどうかについては、現地の支配人などと相談しながら、間違いのないように進めていきたいと思っております。

教 育 長 よろしく願いいたします。

松 澤 委 員 予約の取り方についてですが、1年前から開始などというような決まりはあるのでしょうか。

生涯学習課長 基本的には3カ月前からということで準備をしておりますが、移動教室と青健につきましては優先で考えていますので、その辺りは一般の利用客とは差をつけていきたいと思っております。

教 育 長 それでは、次に教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありませんか。

教育総務課長 それでは、熱中症防止に対する区主催事業等の実施判断の基準について、報告させていただきます。

今般、全国で高温による事故が相次いでいる中で、区で主催する事業等の実施の可否を判断する基本的な基準を定めましたので、報告するものでございます。

資料については、机上に配付いたしました、「速報」とあるものと、それともう1枚、「板橋区立学校・園長様」というものでございます。

最初に、この速報についてでございます。

昨日、この判断基準が決定したものでございます。

まず、1、基本的な判断基準ということで、こちらは環境省の推奨する指針で整理されているものでございます。

この中で、「WBGTについて」という部分がありますが、これは温度基準です。こちらについて、参考資料をつけてありますので、裏面を見ていただければと思います。

中段のところに【参考】とありますが、WBGT（湿球黒球温度）は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい、①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、それと③気温の3つを取り入れた指標ということでございます。

また、資料の表面に戻りまして、最初に（1）日常生活に関する指針というものがございます。

ここでは、危険というように指定されたものについて、こちらはWBGT 31℃以上ということになります。右の注意事項にありますとおり、高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するというような注意書きが書いております。

続きまして、（2）運動に関する指針というものがございます。

こちらは気温が35℃以上で、暑さ指数（WBGT）31℃以上となっている場合、運動は原則中止ということで、説明書きを読みますと、WBGT 31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべきとあり、この危険領域の部分については、「原則中止する」という記述になってございます。

これに基づきまして、教育委員会で行われる事業、また学校行事等についても、同じ判断を用いて実施の可否を判断するものでございます。

もう1枚目の学校長・園長宛の通知文については、指導室長から説明していただきます。

指 導 室 長 机上に配付いたしました、「平成30年度板橋区立学校園における熱中症予防緊急対策について」という資料をご覧ください。

昨日、各学校園に発出しております。

板橋区教育委員会として指針を設け、それを受けて各学校園へ指示をした内容でございます。

それでは、資料の項番2番をご覧ください。

こちらには、先ほど教育総務課長からご説明がありましたとおり、別添資料「熱中症予防運動指針」及び、「環境省熱中症予防情報サイト」等に基づき、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、無理に活動せず自粛するなどの適切な判断をするという旨が記載されております。

なお、この環境省のサイトには、板橋区という地点がございませんので、あくまでも参考とする箇所としましては、環境省のサイトの「練馬」というところの数値を参考にします。

また、幼児につきまして、特に子どもは区立幼稚園を所管しているのですが、幼稚園につきましては、このWBGTにおいては、地上50センチメートルを想定して出している数値を参考にするように指示しております。

資料の項番5番をご覧ください。

小学校のプールにつきましては、プールでも熱中症を発症する恐れが十分あることから、水泳指導におきましてもWBGTでいうところの31℃を超える場合は、同指針に基づき中止するというように指示を出しております。

また、資料の項番6番につきましては、これは主に中学校の部活動を指しますが、1つは、指導者はスポーツ医・科学の見地から、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。

特に熱中症のリスクが高まる時期は、活動時間・内容を精選し、次の対応をとるということで、WBGTでいうところの31℃以上では、特別の場合を除き、運動を中止すると明記しております。

こちらは、先ほど説明のありました区の運動に関する指針の文言を、そのまま区の方針として学校に周知しております。

この「特別な場合」と申しますのは、これは区の大会や東京都の大会ですとか、特にこの時期ですと中学3年生の子どもたちにとってみると引退試合を控えているような想定もございますので、そうしたものをイメージしております。

また、大会前の直前の練習等も想定して、この特別な場合というものを、そのままその文言を使わせていただいております。

なお、この特別な場合に部活をするというのは、あくまでも学校長が学校の責任者として判断する旨、昨日、校長会がございましたので、その際、校長には指示を出しております。

そのほか、活動中の注意事項としまして、水分補給のこと、休憩のこと、具合が悪い生徒が出た場合のこと、健康状況を把握すること、そして、活動する生徒のみならず、大会に来る生徒、応援に来る生徒についても同様の措置を講じることにつきまして明記しております。

そして、資料の最後の項番7番ですが、こうした教育活動の中止や延期等をす

る場合には、メール又はホームページ等で確実に保護者等に周知する旨を明記してございます。

以上です。

教育総務課長 なお、実施の可否の判断結果については、事業主管課のホームページで掲載することといたしております。

また、広聴広報課では、一覧表に整理して、ホームページのトップページに注目情報として掲載する予定でございます。

さらに、関連します私立幼稚園にも、昨日、情報提供したところでございます。

それとともに、近日中に行われる事業ということで、青少年関係の少年野球について、地域教育力推進課長からご説明いたします。

地域教育力推進課長 今週の土曜日から、例年行われております少年野球親善大会が行われます。

昨日、軟式野球連盟の方と話し合いまして、方針が固まりました。

この速報にありますWBG T、この基準を順守するというところでございます。

ただし、まだ野球チームの方では、この基準そのものを知らないケースがございますので、本日、関係者に、区でこのような基準を定めたので、この基準に従って野球大会を実施するというようなことを告知します。

それから、WBG Tを発表する天気予報が、当日を含め3日先までしか知ることができません。明日の木曜日になりますと、土曜日のWBG Tの数値の予報が出るということになります。

この予報を基に、野球をやろうとしている時間帯の中にWBG T指数31℃以下となるような場合は実施という判断となり、全ての時間が指数31℃を超える場合は中止という判断とさせていただきます。

そのうえで、金曜日には、日曜日の分の予報が出てまいりますので、1日ずつそのような判断を行い、連絡をとって実施することになります。

ただし、実施した場合にも、当日、現場において、指数31℃を超える可能性がございます。こうした場合には、即座に運動中止ということですので、ゲームを中断又は中止というような扱いにさせていただくということを、軟式野球連盟の方とは話し合いをさせていただいたところでございますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

教育総務課長 基準に従いまして適切に判断して、周知を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 現状で、板橋区において、熱中症の事故などの案件はあるのでしょうか。

教育総務課長 昨日、区全体の調整会議がありましたが、一昨日の段階で、1日だけで60件の搬送があったというような話を聞いております。

教 育 長 そのほかございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

午前 11時 46分 閉会